

# あげまつだより



令和7年1月9日発行  
No.19 上松町

## 税金等を窓口で納付されている皆様へ

税金等の納入期限について、お忘れのないように納入をお願いします。



税 目	期 別	納 期 限
町県民税	第4期	令和7年1月31日(金)
国民健康保険税	第9期	
後期高齢者医療保険料	第7期	

### ◆納入期限までの納入にご協力下さい◆

諸事情により納期限までに納められない場合はお早めにご相談下さい。納期限が過ぎても未納の場合は、督促状の発送や訪問による納税をお願いしていますが、督促手数料(100円)がかかります。その後も未納の場合には、延滞金が発生し、差押等の滞納処分を受ける場合があります。

### ◆便利な口座振替をご利用下さい◆

現在、窓口で納入されている皆様(納税通知書に「口座振替」の記載のない方)に口座振替をお勧めしています。忘れてしまうこともなく必ず納期限に納入されます。役場窓口と金融機関に「口座振替依頼書」がありますのでご利用下さい。役場までお越しになるのが困難な場合はご連絡下さい。(その際は、通帳と印鑑をご用意下さい)

### ◆マンデー(月曜)納税日をご利用下さい◆

毎週月曜日は午後7時まで窓口業務を延長しておりますので、税金等を納入することができます。(休日の場合は翌日)お仕事等により日中に納入することが困難な場合にご利用下さい。

【お問合せ先】 上松町 企画財政課収納係・住民福祉課厚生係 TEL 52-2001

## 2025年農林業センサスの実施について

農林水産省では、全国一斉に令和7年2月1日現在で「2025年農林業センサス 農林業経営体調査」を実施します。

この調査は、日本の農林業・農山村の実態や変化を総合的に把握するため、統計法に基づく基幹統計調査として5年ごとに行う、農林業に携わるすべての方を対象とした大規模な全数調査です。農林業センサスの結果は国や地方における農林業・農村政策の企画・立案・推進や地方交付税の算定などのための基礎資料として活かされます。

はじめに、調査員が訪問し、土地の所有状況や農林業の実施状況等を聞き取らせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

聞き取りの結果、一定規模以上の農林業を行われている方には、調査票を配布させていただきます(調査票は、後日調査員が回収に伺うほか、パソコンやスマートフォン、タブレットでも回答できます)。

1月下旬から、調査員が調査の対象となる農家・林業経営者を訪問しますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いいたします。



## 木曽税務署より所得税等 確定申告のご案内



木曽税務署の確定申告会場では、マイナンバーカードを使ったスマホ申告を基本とした相談体制としております。

お越しの際は、次のご準備をお願いします。

①スマートフォン

②マイナンバーカード

③2つのパスワード（署名用：英数字6～16文字、利用者証明用：数字4桁）

会場 木曽税務署 2階会議室

期間 令和7年2月17日（月）～3月17日（月） ※土日及び祝日を除く

時間 相談受付 8：30～16：00 相談開始 9：00～



(注1) 確定申告会場の入場には、入場整理券が必要です。入場整理券は、国税庁LINE公式アカウントから事前に取得できます。

(注2) 譲渡所得及び贈与税の申告相談等については月～水曜日と金曜日に 国税庁LINE公式アカウント 相談を受け付けております。

(注3) 必要書類が不足する場合には、確定申告ができません。事前に国税庁ホームページなどで必要書類をご確認のうえお越してください

(注4) 2月14日以前は、確定申告会場はありません。また、電話による事前予約が必要です。事前予約のない申告相談はお受けできませんのでご注意ください。

【お問い合わせ先】木曽税務署 電話：0264-22-2024

※上松町が行う申告相談についてのお知らせは「あげまつだより1月23日号」へ掲載いたします。

## 令和7年度 奨学生募集のお知らせ

上松町では、高等学校及び大学・短大・専門学校・大学院へ進学する方を対象に、令和7年度の奨学生を下記のとおり募集します。

- (出願資格) ・上松町に引き続き5年以上居住していること。
- ・経済的理由により修学困難と認められること。
- ・日本学生支援機構、長野県奨学金、木曽広域連合奨学金を受けていないこと。



(貸与の金額)

奨学金の種類	学校の種別	貸与の額
修学資金	高等学校	月額 20,000円
	大学・短期大学・専門学校・大学院	月額 30,000円
入学一時金	高等学校	一括 100,000円以内
	大学・短期大学・専門学校・大学院	一括 200,000円以内

(償還の方法) 卒業してから6ヶ月を経て、借用期間の3倍の期間内で償還することになります。返済は、貸与を受けた元金のみです。

(申し込み) 令和7年3月10日(月)までに教育委員会に用意してある所定の書類で提出して下さい。(ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。)

※詳しい出願手続きは、上松町教育委員会事務局へお問い合わせください。

役場2階 6番窓口(電話：52-4900)